3　拠点形成・地域振興室に、室長を置く。
4　大学技術移転推進専門官は、大学、高等専門学校若しくは大学共同利用機関が民間事業者等と共同して、又はその委託を受けて行う研究その他の科学技術に関する研究開発又は学術研究に関し、これらの者の間の連携及び協力の推進に関する専門的事項（拠点形成・地域振興室の所掌に属するものを除く。）についての調査、指導及び助言に当たる。
5　［略］
（学術企画室及び奨励室）
第五十四条　振興企画課に、学術企画室及び奨励室を置く。
2　学術企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　［略］
二　学会に対する援助及び助言に関すること。
三・四　［略］
五　大学共同利用機関法人人間文化研究機構が設置する大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。
六　［略］
［号を削る。］
3　学術企画室に、室長並びに人文社会専門官及び学術団体専門官それぞれ一人を置く。
4　［略］
5　学術団体専門官は、学会その他の学術団体に関する専門的事項についての援助及び助言に当たる。
6・7　［略］
［項を削る。］
［項を削る。］

（量子研究推進室及び素粒子・原子核研究推進室並びに融合領域研究推進官）
第五十五条　基礎・基盤研究課に、量子研究推進室及び素粒子・原子核研究推進室並びに融合領域研究推進官一人を置く。
2　量子研究推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　基盤的研究開発に関する事務のうち量子の研究に係る科学技術（素粒子・原子核研究推進室の所掌に属するものを除く。）及び放射線発生装置に係るものに関すること。
二　放射線の利用に関する研究開発に関すること（ライフサイエンス課の所掌に属するものを除く。）。
三　放射性同位元素の利用の推進に関すること。
四　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。
3　量子研究推進室に、室長及び量子技術イノベーション推進専門官一人を置く。
4　量子技術イノベーション推進専門官は、量子の研究に係る科学技術に係る基盤的研究開発に関する技術革新の推進に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。
5～9　［略］

3　地域支援室に、室長を置く。
4　大学技術移転推進専門官は、大学、高等専門学校若しくは大学共同利用機関が民間事業者等と共同して、又はその委託を受けて行う研究その他の科学技術に関する研究開発又は学術研究に関し、これらの者の間の連携及び協力の推進に関する専門的事項の調査、指導及び助言に当たる。
5　［同上］
（学術企画室、奨励室及び競争的資金調整室）
第五十四条　振興企画課に、学術企画室、奨励室及び競争的資金調整室を置く。
2　学術企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　［同上］
［号を加える。］
二・三　［同上］
［号を加える。］
四　［同上］
五　独立行政法人日本学術振興会の組織及び運営一般に関すること。
3　学術企画室に、室長及び人文社会専門官一人を置く。
4　［同上］
［項を加える。］
5・6　［同上］
7　競争的資金調整室は、文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものの実施の調整に関する事務をつかさどる。
8　競争的資金調整室に、室長及び競争的資金調査官四人を置く。
9　競争的資金調査官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものに関する研究機関における管理体制の整備に関する調査、指導及び助言に当たる。

（基礎研究推進室及び素粒子・原子核研究推進室並びに融合領域研究推進官）
第五十五条　基礎研究振興課に、基礎研究推進室及び素粒子・原子核研究推進室並びに融合領域研究推進官一人を置く。
2　基礎研究推進室は、科学技術に関する基礎研究の推進に関する事務をつかさどる。
3　基礎研究推進室に、室長を置く。
［項を加える。］
4～8　［同上］